

平成22年10月1日

景観法を活用した「筑後川流域景観計画」を策定しました

～筑後田園都市リーディングプロジェクト「筑後広域景観のルールづくり」～

福岡県では、豊かな自然・文化・歴史に恵まれ、農業や伝統工芸産業などの多様な産業が集積する筑後地域の特性を活かし、21世紀型の新しい都市づくりを進める「筑後ネットワーク田園都市圏構想」（平成15年3月策定）を推進しています。

この構想のリーディングプロジェクト「筑後広域景観のルールづくり」では、川や田園、山々など筑後特有の美しい景観を守り育てていくために、市町界を越える広域景観を、筑後全体の地域資源として位置づけ、一体的に保全・形成するための取組みを進めています。

これまで、矢部川流域において、「矢部川流域景観テーマ協定」の締結を行い、昨年3月には「矢部川流域景観計画」を策定しました。

これに続き、筑後川流域において、九州一の大川である筑後川や耳納連山、広大な田園風景を保全・形成するために、「筑後川流域景観テーマ協定」を昨年締結し、このたび、本協定に基づき、景観法を活用した『筑後川流域景観計画』を策定しました。併せて、福岡県美しいまちづくり条例施行規則を一部改正し、行為の届出等について所要の規定の整備を行いました。

【景観計画の目的】

筑後川流域では、九州一の大川である筑後川をはじめ、山並み、田園、道路など、広域的に連続する景観を共有しています。また、神社仏閣や酒蔵などの歴史的な建造物等、流域の歴史を物語る景観資源が多く存在します。こうした景観を保全・形成するため、市町の境界を超えて相互に連携しながら景観の調和を図るとともに、景観法を活用した景観計画を策定するものです。

【景観計画の対象区域】

本計画の対象区域は、流域の久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町の区域です。（景観法に基づく事項については景観行政団体である久留米市、うきは市を除く。）

【策定日】平成22年10月 1日

【施行日】平成23年 1月 1日